

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○公平委員会の事務の受託(九一・市町村課)……………	1
○地籍調査の成果の認証(九二・農山村振興課)……………	1
○道路区域の変更(九三〜九七・道路課)……………	1
○収納代理金融機関の指定の取消し(九八・会計管財課)……………	4
公 告	
○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定 (北秋田地域振興局農林部)……………	4
○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)……………	4
○監査の結果に基づき講じた措置の公表(四〜七)……………	4

告 示

秋田県告示第九十一号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十四第一項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二條の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県後期高齢者医療広域連合と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)
第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。
(経費の支弁)
第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。
2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。
(決算の場合の措置)
第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三條第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)
第五条 委託事務の管理及び執行については適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。
2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。
(その他必要な事項)
第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成十九年二月一日から施行する。

秋田県告示第九十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九條第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 調査を行った者の名称
秋田市
- (二) 成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
秋田市雄和平尾鳥の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
一・九六平方キロメートル

- (五) 認証年月日
平成十九年二月五日
- 二(一) 調査を行った者の名称
男鹿市
- (二) 成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
男鹿市五里合中石の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十八年度
- (五) 〇・四二平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月五日

- (三) 調査を行った者の名称
仙北郡美郷町
- (一) 成果の名称
仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿
- (二) 測量及び調査を行った地域
仙北郡美郷町黒沢の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
- (五) 〇・六〇平方キロメートル
認証年月日
平成十九年二月五日

附 則

この規約は、平成十九年二月一日から施行する。

秋田県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (四) 調査を行った者の名称
仙北郡美郷町
- (一) 成果の名称
仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿
- (二) 測量及び調査を行った地域
仙北郡美郷町金沢の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十七年度及び平成十八年度
一・七七平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成十九年二月五日

一 道路の区域

道 道	道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
				新	旧		
			秋田雄和本荘線	秋田市雄和相川字向田表四六番二地先から字上野四一八番一地先まで	A	六・五〇〇〇〇二二・〇〇〇	一・九二〇
				秋田市雄和相川字後野一六四番六地先から字源八沢二五番一地先まで	B	一五・〇〇〇〇一三三・〇〇〇	一・九八七
				秋田市雄和相川字向田表四六番一地先から字源八沢二五番一地先まで		一二・五〇〇〇一三三・〇〇〇	二・三九〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
				新	旧		
			秋田八郎潟線	秋田市山内字小田四一〇番四地先から字小田一九六番一地先まで	A	五・〇〇〇〇二八・〇〇〇	〇・五二八
				秋田市山内字小田四〇番四地先から字小田一九六番一地先まで	B	一五・〇〇〇〇八七・〇〇〇	〇・五一八
				秋田市山内字小田四〇番四地先から字小田一九六番一地先まで		一五・〇〇〇〇八七・〇〇〇	〇・五一八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
				C	B	A		
		旧	寺内新屋雄和線	秋田市雄和下黒瀬字野中八九番四地先から字野中一番一地先まで	C	六・五〇〇〇八・五〇〇	〇・六五六	
				秋田市下浜樋田字上野六〇番一地先から字上野一七九番五地先まで	B	五・〇〇〇〇一・〇〇〇	〇・六九〇	
				秋田市下浜樋田字上野六〇番一地先から秋田市雄和下黒瀬字野中一番一地先まで	A	一〇・〇〇〇〇五五・〇〇〇	一・四九四	

新		寺内新屋雄和線	B	A	秋田市下浜樋田字上野六〇番一 地先まで	秋田市下浜樋田字上野六〇番一 地先から秋田市雄和下黒瀬字野中一番一 地先まで	一〇・〇〇〇〇五五・〇〇	一・四九四
					秋田市下浜樋田字上野六〇番一 地先から字上野一七九番五地先まで		五・〇〇〇〇一・〇〇	〇・六九〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		区 間		敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)						
県 道		新	旧	川添下浜停車場線	B	A	C	B	A						
				川添下浜停車場線	秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字湯野目一七番地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地一〇六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地一〇六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	一・〇六六	〇・一六五	〇・七八八	〇・一六五	〇・七八八
					秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地一〇六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字高徳谷地一〇六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	秋田市下浜八田字野田三三六番一 地先から字高徳谷地六八番一 地先まで	七・五〇〇二・三・八〇	八・二〇〇一・五・〇〇	一八・四〇〇四・二・八〇	八・二〇〇一・五・〇〇	一八・四〇〇四・二・八〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		区 間		敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)						
県 道		新	旧	日三市角館線	B	A									
				日三市角館線	仙北市角館町川原町五九番一 六地先から二七番二地先まで	仙北市角館町川原町五九番一 六地先から角館町表町上丁一四番一 地先まで									
					仙北市角館町川原町五九番一 六地先から二七番二地先まで	仙北市角館町川原町五九番一 六地先から二七番二地先まで									

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第四項の規定による秋田県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消したので、同条第九項の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	取消年月日
秋田県信用農業協同組合連合会	秋田市八橋字戊川原六四番地二	平成十九年二月九日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大館市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年二月十三日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城 市営土地改良事業(笹館地区基本盤整備促進事業)計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十九年二月十四日から同年三月十三日まで
- 三 縦覧場所 大館市役所

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年二月十三日

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量 秋田県知事 寺田典城 総合実践実習装置 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

- (一) 落札者を決定した日 平成十九年二月二日
- (二) 落札者の名称及び住所 株式会社アイネックスOA 秋田市広面字鍋沼三十七落札金額 千八十三万六千円
- (三) 契約の相手方を決定した日 平成十九年二月二日
- (四) 一般競争入札
- (五) 一般競争入札の公告を行った日 平成十九年一月五日
- (六) 落札に係る物品の名称及び数量 三次元自動設計製図装置 一式
- (七) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
- (八) 落札者を決定した日 平成十九年二月二日
- (九) 落札者の名称及び住所 株式会社アイネックスOA 秋田市広面字鍋沼三十七落札金額 千八百三十万五千五百円
- (十) 契約の相手方を決定した日 平成十九年一月五日

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第4号

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成19年2月13日

- 秋田県監査委員 富樫博之
 - 秋田県監査委員 杉江宗祐
 - 秋田県監査委員 大和顯治
 - 秋田県監査委員 菊地康男
- 財———877
- 平成19年1月26日
- 秋田県監査委員 富樫博之

秋田県監査委員 杉江宗祐

秋田県監査委員 大和顯治

秋田県監査委員 菊地康男

秋田県知事 寺田典城

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成18年2月23日付けで秋田県包括外部監査人大坪秀憲から提出された平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査事件名	秋田県職員の諸手当について	監査年月日	平成17年7月25日から平成17年12月7日まで
-------	---------------	-------	--------------------------

- (監査結果) 1 住居手当について 自宅住居所有者へは打ち切り年限を設け、自宅住居取得資金の金利負担のある者に限る等、廃止を含め、支給のあり方を見直された。
- (改善措置) 1 自宅住居所有者に対する手当支給については、支給打ち切り年限を設ける等支給のあり方を検討する。

- (監査結果) 2 勤労手当について 適正な人事評価制度を設けた上でその人事評価を成績率に反映させるべきである。(その際、職員の業務に対する積極性を引き出せるように考慮が必要)
- 本人の非遵行為により懲戒処分を受けた職員には、考課給の考え方からすれば原則的に支給は止めるべきである。(改善措置)

- 2 人事評価の成績率への反映は、平成18年12月期から管理職の一部について適用している。また、平成19年度から適用範囲を一部拡大することとしている。
- なお、本人の非遵行為による懲戒処分者への原則非支給については、同様の制度を有する国や他の都道府県の動向等も踏まえて、あり方について調査研究を行う。

- (監査結果) 3 特殊勤務手当(用地交渉等手当)について 用地交渉等手当は、同一日に対して複数日分の支給をしないようにされた。

<p>である。</p> <p>(改善措置)</p> <p>3 同一日に対する複数日分の支給は制度上認められない。また、支給対象業務は現行規定で「特に困難なもの」に限定されている。</p> <p>なお、指摘された過支給についてはすでに返納済みであるが、今後同様の誤りが起こらないよう運用を徹底する。</p>		
監査事件名	秋田県職員の諸手当について	監査年月日 平成17年7月25日から平成17年12月7日まで
<p>(意見)</p> <p>1 寒冷地手当について 寒冷地手当を廃止を含めて見直しをされたい。 (改善措置)</p> <p>1 寒冷地手当は、平成16年の条例改正により支給額を最大50%削減した。また、当該手当は本県の冬期間の生活上必要であり、民間でも支給されていることから、今後とも当該手当を継続する。</p>		
<p>(意見)</p> <p>2 特殊勤務手当(県税業務手当)について 管理職及び税務課職員への県税業務手当を廃止し、地域振興局県税職員への手当の減額をされたい。さらに、県税業務手当の廃止も検討されたい。 (改善措置)</p> <p>2 平成17年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められるので、今後とも当該手当を継続する。</p> <p>なお、管理職への支給は平成17年度末に廃止し、平成18年度から日額支給とした。また、対象業務については、特に困難な臨戸徴税等に限定した。</p>		
<p>(意見)</p> <p>3 特殊勤務手当(知的障害児等指導補助業務手当等の支給額が僅少な手当)について 知的障害児等指導補助業務手当、潜水手当、火薬類等取締手当、温室内作業手当、早出勤手当は、対象となる行為が少なく、手当創設時と比べ、手当の重要性が低くなっている。また、支給金額以上に管理費用がかかっていると思われるので、廃止を検討されたい。 (改善措置)</p> <p>3 平成17年度実態調査の結果、火薬類等取締手当・早</p>		

<p>出勤手当については、業務の特殊性が認められなくなつたことから、平成17年度末に廃止した。また、知的障害児等指導補助業務手当・温室内作業手当については平成18年度末の廃止を予定している。</p> <p>なお、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康といった特殊な勤務に対して支給するものであって、対象行為の多寡に着目した手当ではない。</p>		
<p>(意見)</p> <p>4 特殊勤務手当(放射線取扱手当)について 放射線取扱手当は、廃止を含めて検討されたい。 (改善措置)</p> <p>4 平成17年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められることから、今後とも当該手当を継続する。</p> <p>なお、平成18年度から国に準じて、一定量以上の被曝者に対しては月額支給とした。</p>		
<p>(意見)</p> <p>5 特殊勤務手当(病害虫防除手当)について 病害虫防除手当は、農林漁業普及指導手当と併せて、廃止も含めそのあり方を抜本的に見直しをされたい。 (改善措置)</p> <p>5 平成17年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められることから、今後とも継続する。なお、平成17年度末に管理職への支給を廃止し、平成18年度から支給率を引き下げた。また、平成19年度に農林漁業普及指導手当の見直しを予定しており、併せて当該手当の見直しを行う予定である。</p>		
<p>(意見)</p> <p>6 特殊勤務手当(用地交渉等手当)について 用地交渉等手当は、通常業務ともいえるので、廃止も検討されたい。 (改善措置)</p> <p>6 平成18年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められることから、今後とも継続する。</p>		
<p>(意見)</p> <p>7 特殊勤務手当(講師手当)について 講師手当は、本来の業務の延長線上にあり、業務の特殊性がない。また、対象行為も少なく、手当の重要性が低く</p>		

<p>なっていることから、廃止されたい。</p> <p>(改善措置)</p> <p>7 平成18年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められることから、今後とも継続する。</p>		
<p>(意見)</p> <p>8 農林漁業普及指導手当について 農林漁業普及指導手当は、手当を支給するほどの特殊性があること認めがたいことから、廃止を含め、そのあり方を根本的に見直しをされたい。 (改善措置)</p> <p>8 農林漁業普及指導手当は、平成17年度に支給率を引き下げ、併せて管理職への支給を廃止した。 なお、平成19年度に改めて見直す方針である。</p>		
<p>(意見)</p> <p>9 特地利勤務手当について 特地利勤務手当は、地域の認定基準をより限定された場合のみとすべきであり、支給率も引き下げるべきである。 (改善措置)</p> <p>9 平成17年度に人事委員会が見直しを行っており、監査意見に沿うものとなっている。</p>		
<p>(意見)</p> <p>10 特地利勤務手当に準ずる手当について 特地利勤務手当に準ずる手当は、住居を特地へ移転した場合に限って、現在より低い一定率を支給すべきである。 (改善措置)</p> <p>10 当該手当については、国や他の都道府県の動向を踏まえ、支給等のあり方等について、今後とも調査研究を行うものとする。</p>		
<p>(意見)</p> <p>11 特殊勤務手当(職業訓練手当)について 職業訓練手当は、特段の困難性をみることはできず、支給率を大幅に引き下げられたい。また、管理職については、併給を禁止されたい。 (改善措置)</p> <p>11 平成17年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められることから、今後とも継続する。 なお、管理職への支給は平成17年度末に廃止した。</p>		

(意見)
12 特殊勤務手当(特殊現場作業手当)について
特殊現場作業手当は、支給総額が僅少であり、支給対象を縮小されたい。
(改善措置)
12 平成17年度実態調査の結果、特殊現場作業手当のうち、水面下作業と船上作業を廃止し、高所作業は厳格化する等の見直しを行った。

(意見)
13 特殊勤務手当(ダム管理・建設手当)について
ダム管理・建設手当は、月額ではなく日額で特殊現場作業手当の一つとして支給すべきである。
(改善措置)
13 平成17年度実態調査の結果、一部業務に特殊性が認められたものの、全体としては月額支給するほどの特殊性がないものと判断し、平成17年度末に廃止した。
なお、特殊性が認められた高所作業については、特殊現場作業手当で措置した。

(意見)
14 企業業務手当について
企業業務手当は、相当程度危険な業務に限定して、日額で支給することなどされたい。
(改善措置)
14 平成17年度実態調査の結果、一部業務に特殊性が認められたものの、全体としては月額支給するほどの特殊性がないものと判断し、平成17年度末に廃止した。
なお、特殊性が認められる一部業務については、日額の危険業務手当を新設した。

(意見)
15 時間外勤務手当(知事部局)について
時間外勤務の縮減に関する指針の6(2)及び(3)について、適時・適切に運用するとともに、業務の再配分や応援体制のあり方を具体的に検討されたい。
(改善措置)
15 平成17年11月、地域振興局における時間外勤務、管理者のマネージメントの状況を個別に調査し、併せて人事配置手法について指導した。また、平成18年2月から、

年度内の業務量増減等へ柔軟に対応するため、地域振興局を含む各部局に職員の部局内配置換権限を移譲した。

(意見)
16 管理職手当について
管理職手当について、主幹から組織の実質的管理者である班長を対象とするよう変更されたい。その際、変更により財政負担を増加させず、実態を反映させるよう、手当支給割合の設定について考慮されたい。
(改善措置)
16 財政負担への影響を考慮しつつ、平成19年度から管理職手当の支給対象者を主幹から班長に変更することとしている。

監査委員公告第5号

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成19年2月13日

秋田県監査委員	榎 博 之
秋田県監査委員	杉 江 宗 祐
秋田県監査委員	大 和 顯 治
秋田県監査委員	菊 地 康 男
教 総	2691
平成19年1月26日	

秋田県教育委員会 教 育 長
平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について(通知)
平成18年2月23日付けで秋田県包括外部監査人大坪秀憲から提出された平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知します。

監 査 事 件 名	秋田県職員の諸手当について	監 査 年 月 日	平成17年7月25日から平成17年12月7日まで
(監査結果)	1 教職調整額について 学校以外に勤務するものうち、少なくとも指導力不足		

教員に認定されて学校に勤務しない教員の教職調整額の支給を取りやめられたい。

(改善措置)
1 教員への教職調整額の支給は、「教育職員給与特別措置法」で規定されており、支給取りやめはできないが、指導力不足教員に認定されて研修を受講する者は、職務と勤務態様の特殊性が一般の教員とは著しく異なるため、平成19年度から支給割合の引き下げを予定している。

(意見)
1 義務教育等教員特別手当について
義務教育等教員特別手当の趣旨は達成されているため、当該手当の廃止に向けた見直しをされたい。
(改善措置)

1 国において教員の給与制度や人材確保法について議論が展開され、勤務実態調査等に基づき抜本的に改革する方向で検討が行われており、この動向を見極めたうえで見直しの検討を進めることとする。

(意見)
2 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、支給水準の大幅な見直しをすべきである。
(改善措置)
2 交通手段・通信手段等の発達や道路整備をはじめとして生活環境は格段に改善されていることから、平成19年度から支給水準の引き下げを予定している。

(意見)
3 教職調整額について
学校以外に勤務するものうち、管理主事の教職調整額の支給を取りやめられたい。
また、教員の給料月額は、一般行政職に比較して初任給で約11%高く設定されており、それに加えて教職調整額が4%上乘せられることから、給料水準とあわせて水準を見直す必要がある。
(改善措置)
3 管理主事は、学校に併任発令されているため教員として教職調整額を支給しているものであり、今後、他の都道府県の実況等を勘案しながら適切な方法を調査研究する。また、教員の給料月額や教職調整額は、国において教員

の給与制度や人材確保法について議論が展開され、勤務実態調査等に基づき抜本的に改革する方向で検討が行われており、この動向を見極めたうえで見直しの検討を進めることとする。

(意見)

4 定時制通信教育手当について
定時制通信教育手当について、現状にあつていないことから、支給水準の大幅な見直しをされたい。

(改善措置)

4 定時制通信教育振興の意義が変化してきていることから、他の都道府県の支給水準の見直し状況等を参考にしながら、平成19年度から支給水準の引き下げを予定している。

(意見)

5 産業教育手当について
産業教育手当について、支給の必要性が薄れてきていることから、支給対象教科と支給水準の大幅な見直しをされたい。

(改善措置)

5 産業教育のニーズが多様化するなど産業教育の環境は大きく変化してきていることから、他の都道府県の見直し状況等を参考にしながら、平成19年度から支給水準の引き下げを予定している。

また、支給対象教科は「産業教育手当法」で規定されているため、現行どおりとする。

監査委員会公告第6号

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について
秋田県人事委員会から通知があつたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成19年2月13日

秋田県監査委員 富 樫 博 之
秋田県監査委員 杉 江 宗 祐
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 菊 地 康 男

人委——1177
平成19年1月26日

秋田県監査委員 富 樫 博 之
秋田県監査委員 杉 江 宗 祐
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 菊 地 康 男

秋田県人事委員会

平成17年度包括外部監査の結果に基づき
講じた措置について(通知)

平成18年2月23日付けで秋田県包括外部監査人大坪秀憲から提出された平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査事件名	秋田県職員の諸手当について	監査年月日	平成17年7月25日から平成17年12月7日まで
-------	---------------	-------	--------------------------

(意見)

諸手当の改定について
1 民間給与実態調査に関して、民間と公務で類似の業務があるものに係る特殊勤務手当の支給の有無についても調査されたい。

2 諸手当の公民比較に関しては、比較の形式で公表されていないので、比較の形式で公表されたい。

3 世論や、先進的な他の地方公共団体の動向を踏まえるとともに、地域の水準を考慮して、手当の改定を行われない。

(改善措置)

諸手当の改定について
1 平成18年職種別民間給与実態調査において、「特殊作業手当の支給状況」について調査しています。

2 職種別民間給与実態調査においては、給料のほか賞与、家族手当及び住居手当等も調査していますが、民間では各企業ごとに手当の算定方法が様々であり、公民を同一条件で比較することが困難な状況にもあります。今後は、適切な公民比較の仕方・公表について検討を進めてまいります。

3 情勢適応の原則を基本に、地域の水準のより適切な反映について検討を進めてまいります。

監査委員会公告第7号

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について
秋田県警察本部長から通知があつたので、地方自治法(昭和22

年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成19年2月13日

秋田県監査委員 富 樫 博 之
秋田県監査委員 杉 江 宗 祐
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 菊 地 康 男

秋 本 務 第58号
平成19年1月30日

秋田県監査委員 富 樫 博 之
秋田県監査委員 杉 江 宗 祐
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 菊 地 康 男

秋田県警察本部長 杵 淵 智 行

平成17年度包括外部監査の結果に基づき
講じた措置について(通知)

平成18年2月23日付けで秋田県包括外部監査人大坪秀憲から提出された平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査事件名	秋田県職員の諸手当について	監査年月日	平成17年7月25日から平成17年12月7日まで
-------	---------------	-------	--------------------------

(監査結果)

1 特殊勤務手当(警察職員手当(1号手当))について
警察職員手当のうち犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは護送等の作業に関する手当(1号手当)については、支給対象業務を精査し、日額化を含めて支給方法を見直しされたい。

1 (改善措置)

支給対象業務を精査するとともに、平成19年度から日額で支給する予定である。

(意見)

2 特殊勤務手当(警察職員手当(5号・8号・10号手当))について
警察職員手当のうち、電話交換作業(5号手当)の廃止を、運転免許技能試験作業(8号手当)の廃止を含めて支給方法の日額化を、術科指導作業(10号手当)の廃止をされたい。

(改善措置)

平成19年1月26日

2 術科指導作業については業務の特殊性が認められることから、今後も継続する。電話交換作業・運転免許技能試験作業については平成18年度末に廃止する予定である。

(意見)
 3 特殊勤務手当（警察職員手当（7号手当））について警察職員手当のうち留置管理作業（7号手当）について、他県と比較して手当額の水準が高いことから、日額支給するとともに、支給単価を見直しされたい。
 (改善措置)
 3 他県を参考として、平成19年度から日額で支給する予定である。

(意見)
 4 時間外勤務手当（警察本部分）について警察職務の諸事情を勘案して、今後とも時間外勤務の縮減について方策を講じられたい。また、時間外勤務手当を支給されている職員の中で、管理的立場にある職員には、管理職手当の支給対象とすることを検討されたい。
 (改善措置)
 4 警察職員は、夜間や休日等に発生する事件・事故に直ちに对应しなければならぬことから必然的に時間外勤務が多い状態にあるが、事務の合理化及び勤務管理を徹底し時間外勤務の縮減に努めていきたい。管理職手当の支給対象については、他県の動向等を踏まえ検討することとする。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

